

令和4年度 沖縄県認定技能評価

琉球赤瓦施工試験案内

琉球赤瓦施工技能評価試験を下記のとおり実施します。

| 項目 | 試験日程 |
|--------------|--|
| 受験申請 受付期間 | 令和5年2月1日（水）～2月14日（火） |
| 実技試験 日程 | 日時：令和5年3月4日（土） 予定 |
| | 会場：沖縄県那覇市西3-14-1 沖縄県職業能力開発協会 実習場 予定 |
| | 問題公表：詳細は追って通知 |
| 学科試験 日程 | 日時：令和5年3月3日（金） 予定 |
| | 会場：沖縄県那覇市西3-14-1 沖縄県職業能力開発協会 会議室 予定 |
| 合格発表 | 令和5年3月24日（金） 予定 |
| 申込み 問い合わせ | 沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合 沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次695-4 TEL 098-998-0893 FAX 098-998-0832 |

※日程が変更されることがあります。その際は受験生へ通知します。

1. 実施職種及び受験料

| 職種名 | 作業名 | 等級 | 受験料 | |
|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | | 実技試験 | 学科試験 |
| 琉球赤瓦施工 | 瓦葺き作業 | 1級, 2級 | 25,000円 | 5,000円 |
| | 漆喰塗り作業 | 1級, 2級 | 25,000円 | 5,000円 |

2. 受験資格

評価試験を受けることができる要件（受験資格）は、琉球赤瓦の施工に関し一定の実務経験を有する者とする。

| 級別区分 | 受験資格 |
|------|--|
| 1 級 | 琉球赤瓦施工に関し、7年以上の実務経験を有する者並びに2級合格より3年以上の実務経験のある者 |
| 2 級 | 琉球赤瓦施工に関し、3年以上の実務経験を有する者 |

3. 申込方法

(1) 所定の技能検定受検申請書により令和5年2月14日(火)までに申込みして下さい。

(電話による申込み事前相談可)

(2) 提出書類

① 受験申請書（写真1枚貼付）

② 試験免除証明書の写し（コピーでも可）

受験資格（実務経験年数）を短縮する場合、実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、その**資格を証明する書類**を必ず添付して下さい。

(3) 手数料

① 手数料は、受験申請書と同時に納入してください。

振込先 **海邦銀行 津嘉山支店（普通）0141613**

名義 沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合 代表理事 田端忠

② 郵便の場合は、申請書と手数料を同封の上、「**現金書留**」で送付してください。

期限当日までに必着

4. 注意事項

(1) 申請書は必ず本人が記入してください。

(2) 受験申請後、住所変更をした場合必ず当組合までご連絡ください。

連絡がない場合は責任を負いかねますのでご注意ください。

(3) 受験申請書の受理以後は、いかなる場合でも受検手数料はお返しいたしません。

(4) 受験申請者の少ない場合は試験を実施しないこともあります。

(その場合、受検手数料は返還いたします。)

(5) 試験日時、会場等は受験票で通知します。

(6) 実技試験を申請した者には、事前に実技試験問題を公表します。

※交付された実技試験問題は試験当日も使用しますので、メモ等の書き込みをしてはいけません。

5. 合格発表

(1) 組合事務所内にて受験番号をもって合否を掲示します。

また、郵便にて受験者各自あてに結果を通知します。

(2) 試験の合格

実技試験及び学科試験の両方に合格した者には、沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合より琉球赤瓦施工（瓦葺き作業又は漆喰塗り作業）技能評価合格証書を交付する。

(3) 一部合格

実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合より琉球赤瓦施工（瓦葺き作業又は漆喰塗り作業）の一部合格通知により通知する。

（※合格した試験科目は、一部合格を受けた当該年度から向こう3年間の免除とする。）

6. 試験の免除

次のものについては試験の免除を受けることができる。

| 対象者 | | 試験免除の範囲 |
|-----|----------|----------------|
| 1 級 | 実技試験のみ合格 | 1, 2 級 実技試験の全部 |
| | 学科試験のみ合格 | 1, 2 級 学科試験の全部 |
| 2 級 | 実技試験のみ合格 | 2 級 実技試験の全部 |
| | 学科試験のみ合格 | 2 級 学科試験の全部 |

7. 技能者資格

合格証書を交付されたものはそれぞれの職種・作業名・等級に応じて「技能者」と称することができます。

技能者資格は3年ごとの更新制です。（有効期間は合格した当該年度の翌年度から起算して3年後の3月31日までとなります。）

別に実施される更新時講習を受講することによって資格を更新することとなります。